議案第42号

湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改 正について

湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり定める。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、妊娠、出産等の申出をした職員へ仕事と育児の両立に係る意向確認等を義務付けるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成6年湯河原町条例第17号) の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第18条 任命権者は、湯河原町職員の育児休業等に関する条例(平成4年湯河原町条 例第3号)第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 湯河原町職員の育児休業等に関する条例第19条の規定による申出に係る子の 心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の 日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の 支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措 置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」 という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

湯河原町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条 例新旧対照条文

現 行 改 正 後 備 考 (介護休暇) (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護 第15条 介護休暇は、職員が要介護 者(配偶者(届出をしないが事実 者(配偶者(届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある 上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。以下この項において同 者を含む。以下この項において同 じ。)、父母、子、配偶者の父母 じ。)、父母、子、配偶者の父母 その他規則で定める者(第18条第 その他規則で定める者(第19条第 1項において「配偶者等」という。) 1項において「配偶者等」という。) で負傷、疾病又は老齢により規則 で負傷、疾病又は老齢により規則 で定める期間にわたり日常生活を で定める期間にわたり日常生活を 営むのに支障があるものをいう。 営むのに支障があるものをいう。 以下同じ。) の介護をするため、 以下同じ。) の介護をするため、 任命権者が、規則の定めるところ 任命権者が、規則の定めるところ により、職員の申出に基づき、要 により、職員の申出に基づき、要 介護者の各々が当該介護を必要 介護者の各々が当該介護を必要 とする一の継続する状態ごとに、 とする一の継続する状態ごとに、 3回を超えず、かつ、通算して6 3回を超えず、かつ、通算して6 月を超えない範囲内で指定する期 月を超えない範囲内で指定する期 間(以下「指定期間」という。) 間(以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当 内において勤務しないことが相当 であると認められる場合における であると認められる場合における 休暇とする。 休暇とする。 (略) (略) 2 2 3 (略) 3 (略) (妊娠、出産等についての申出を した職員等に対する意向確認等) 第18条 任命権者は、湯河原町職員 の育児休業等に関する条例(平成4 年湯河原町条例第3号)第19条第1 項の措置を講ずるに当たっては、同 条の規定による申出をした職員(以 下この項において「申出職員」とい う。) に対して、次に掲げる措置を 講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との 両立に資する制度又は措置(次 号において「出生時両立支援 制度等」という。) その他の 事項を知らせるための措置

現	行	改 正 後	備	考
		(2) 出生時両立支援制度等の請		
		求、申告又は申出(以下「請		
		<u>求等」という。)に係る申出</u>		
		職員の意向を確認するための		
		措置		
		(3) 湯河原町職員の育児休業等		
		に関する条例第19条の規定に		
		よる申出に係る子の心身の状		
		況又は育児に関する申出職員 の京席の状況はお思いて火港		
		の家庭の状況に起因して当該		
		<u>子の出生の日以後に発生し、</u> 又は発生することが予想され		
		る職業生活と家庭生活との両		
		立の支障となる事情の改善に		
		資する事項に係る申出職員の		
		意向を確認するための措置		
		2 任命権者は、3歳に満たない子		
		を養育する職員(以下この項にお		
		いて「対象職員」という。)に対		
		して、規則で定める期間内に、次		
		に掲げる措置を講じなければなら		
		<u>ない。</u>		
		(1) 対象職員の仕事と育児との		
		両立に資する制度又は措置(次		
		号において「育児期両立支援 ************************************		
		制度等」という。)その他の		
		<u>事項を知らせるための措置</u> (2) 育児期両立支援制度等の請		
		水等に係る対象職員の意向を		
		確認するための措置		
		(3) 対象職員の3歳に満たない		
		子の心身の状況又は育児に関		
		する対象職員の家庭の状況に		
		起因して発生し、又は発生す		
		ることが予想される職業生活		
		と家庭生活との両立の支障と		
		なる事情の改善に資する事項		
		に係る対象職員の意向を確認		
		するための措置		
		3 任命権者は、第1項第3号又は		
		前項第3号の規定により意向を		

考 現 行 改 正 後 備 確認した事項の取扱いに当たって は、当該意向に配慮しなければな らない。 (配偶者等が介護を必要とする状 (配偶者等が介護を必要とする状 況に至った職員に対する意向確 況に至った職員に対する意向確 認等) 認等) 第18条 任命権者は、職員が配偶者 第19条 任命権者は、職員が配偶者 等が当該職員の介護を必要とする 等が当該職員の介護を必要とする 状況に至ったことを申し出たとき 状況に至ったことを申し出たとき は、当該職員に対して、仕事と介 は、当該職員に対して、仕事と介 護との両立に資する制度又は措置 護との両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において (以下この条及び次条において 「介護両立支援制度等」という。) 「介護両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるとともに、 その他の事項を知らせるとともに、 介護両立支援制度等の申告、請求 介護両立支援制度等の請求等に係 又は申出(次条において「請求等」 る当該職員の意向を確認するため という。)に係る当該職員の意向 の面談その他の措置を講じなけれ を確認するための面談その他の措 ばならない。 置を講じなければならない。 (略) (略) (勤務環境の整備に関する措置) (勤務環境の整備に関する措置) 第19条 第20条 (略) (略) (会計年度任用職員の勤務時間、 (会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等) 休暇等) 第20条 (略) 第21条 (略) 附則 (施行期日) この条例は、令和7年10月1日 から施行する。ただし、次項の規 定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 任命権者は、この条例の施行の 日(以下「施行日」という。)前に おいても、この条例による改正後 の湯河原町職員の勤務時間及び休 暇等に関する条例第18条第2項の

規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。